

財団法人 日本さくらの会

寄 附 行 為

平成 18 年 8 月 10 日

財団法人 日本さくらの会 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本さくらの会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、国花であるさくらを愛する心を広く国民に呼びかけ、その恒久的な保存、育成及び普及の方策を研究してその推進を勧奨し、さくらによる国土の美化をはかり、国民の明朗高雅な精神を高揚し、及びさくらを通じて国際親善に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 さくらの愛護、保存及び普及について勧奨及び啓蒙宣伝
- 2 さくらの名樹老木、樹林その他さくらの名所の顕彰及びその保護のための苗木の寄贈
- 3 国公立のさくら園の設置の推進
- 4 苗圃を設置し、管理し、さくら等の苗木培養及び優良品種の確保育成
- 5 国際親善のためのさくら寄贈に対する協力
- 6 さくらに関する研究相談
- 7 機関誌及び研究資料等の編さん、発行及び頒布
- 8 さくらに関し功績ある個人又は団体の表彰
- 9 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本会の財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 寄付金品
- 3 財産から生ずる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 賛助会費
- 6 その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 14 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

第 3 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 15 条 本会に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内、監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順位に従い、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。副会長に事故があるときは、又は、副会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順位に従いその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の議決に基づいて、会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は召集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧問、参与、専門委員

(顧問)

第 2 1 条 本会に、顧問を 5 名以内置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずるほか、理事会に対し、意見を述べることができる。

4 顧問には、第 1 8 条及び第 2 0 条の規定を準用とする。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(参与)

第 2 2 条 本会に、参与を 3 名以内置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、会長に委嘱を受けた事項について意見を述べる。

4 参与には、第 1 8 条及び第 2 0 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第 2 3 条 本会は、第 4 条の事業のうち技術的専門的事項を担当させるため専門委員を 1 0 名以内置くことができる。

2 専門委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第 5 章 賛助会員及び名誉会員

(賛助会員)

第 2 4 条 本会を維持するため、賛助会員を置く。

2 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人又は、団体とする。

3 賛助会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

4 賛助会員は、理事会が別に定める会費を納入しなければならない。

5 賛助会員は、本会が行う事業に参加するものとする。

(名誉会員)

第 2 5 条 本会に、名誉会員を 3 名以内置くことができる。

2 名誉会員は、本会の目的及び事業に功労があったと理事会で認めた者又は理事会において推薦された者とする。

3 名誉会員は、理事会に対して意見を述べ、又は本会が行う事業に参加することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 2 6 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 2 7 条 理事会は、この寄付行為で別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第28条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第29条 理事会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第32条 理事会の議事は、この寄付行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名及び押印をしなければならない。

第 7 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 35 条 本会に、評議員 30 名以上 40 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 36 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第 31 条から第 34 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるものは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 37 条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号の規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 40 条 本会の事務処理をするため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補 則

(細 則)

第42条 この寄付行為に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則 (昭和39年9月29日)

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は昭和41年9月30日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、別紙のとおりとする。

付 則 (平成16年6月30日)

- 1 この寄付行為の変更は、国土交通大臣の認可があった日から施行する。
- 2 本会の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月26日までとする。